

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月23日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府泉大津市臨海町 1 丁目 1 番地 氏 名 大一機工株式会社 取締役社長 多田 茂	
電話番号 0725-21-2181	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大一機工株式会社
事業場の所在地	大阪府泉大津市臨海町 1 丁目 1 番地
計画期間	R6. 4. 1～R7. 3. 31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22 鉄鋼業
②事業の規模	資本金 7800万円
③従業員数	78人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	廃硫酸	—
	排出量	555 t	— t
	(これまでに実施した取組) 酸洗槽からの廃酸をフルに排出する周期を長周期化		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	廃硫酸	—
	排出量	550 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 上記取組みを継続するとともに、さらに長周期化を目指す		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に実施していない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する 取組) 特に予定していない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	全 処 理 委 託 量	555 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	365 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	190 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 全量委託処理業者へ依頼。		

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃硫酸	—
	全 処 理 委 託 量	550 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	360 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	190 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度実施した取組と同様。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	555 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和元年度より電子マニフェスト使用。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の発生工程と処理工程

別紙 1
令和6年5月23日

※ 特別管理産業廃棄物発生場所 - - - - -> 処理委託後の経緯



